

第5次呉市長期総合計画について

1 総合計画の役割

この総合計画は、次のような役割を担っています。

- (1) 呉市の各種計画の最上位計画であり、長期的かつ総合的な市政の計画的運営の指針となるもの
- (2) 市民や企業・団体などの活動の指針となるもの
- (3) 国・県等が各種地域計画の策定や事業を実施する際に、最大限尊重されるべき指針となるもの

なお、この総合計画は、次の個別計画を包含しています。

- ・旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）に基づく旧軍港市転換計画
- ・まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく第2期呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく国土強靱化地域計画

2 総合計画の構成と期間

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」と、基本計画に基づき実施する事業をまとめた「構成事業集」で構成されます。

(1) 基本構想

基本構想は、令和12年度（2030年度）末における呉市の「将来都市像」と、その実現に向け令和3年度（2021年度）からの10年間で取り組む「目指すべき姿」を政策分野ごとに示すものです。

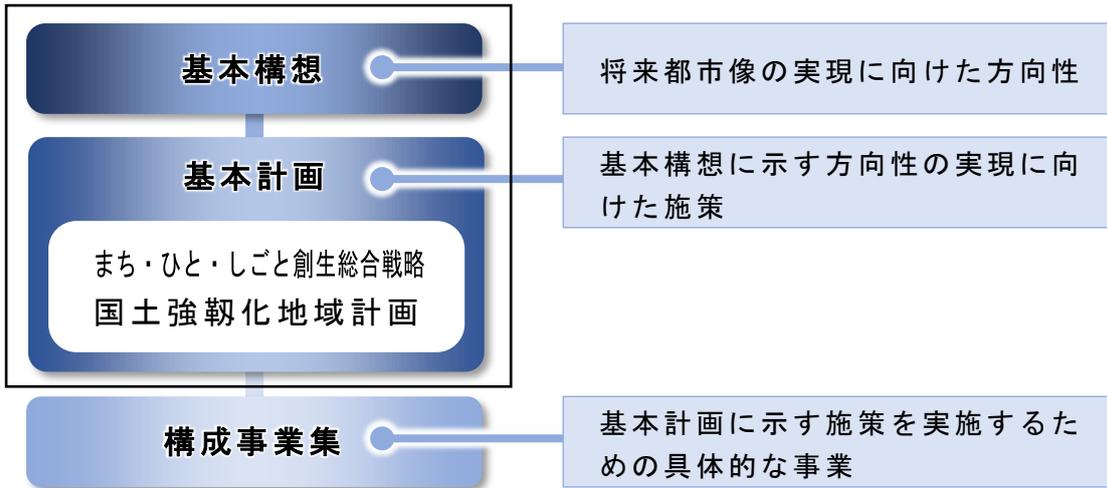
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想の計画期間を前期（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））・後期（令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度））に分け、将来都市像の実現に向けた八つの政策分野ごとに施策をまとめるとともに、国の政策や全市的に取り組まなければならない課題などへの対応を示した「横断的な視点」を示すものです。

(3) 構成事業集

構成事業集は、基本計画に示す施策を実施するための具体的な事業の名称や事業費、事業内容、進捗管理のための指標等を示すものです。

【図表1-1 総合計画の構成】



【図表1-2 計画期間】

	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)
基本構想	●—————▶									
基本計画	●————▶ 前期基本計画					●————▶ 後期基本計画				
まち・ひと・しごと創生総合戦略	●.....▶		第2期			●.....▶		第3期		
国土強靱化地域計画	●.....▶		第1期			●.....▶		第2期		
構成事業集	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※構成事業集は毎年度更新